

山形市告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、まちづくり推進部道路維持課において、平成29年9月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成29年9月13日

山形市長 佐藤 孝弘

1 制限する道路の路線名及び区域

路線名	占用を制限する区域
浜田青柳線	山形市流通センター三丁目8番3から 山形市浜崎83番3まで
長町住宅西線	山形市沖町105番1から 山形市沖町79番1まで
馬見ヶ崎13号線	山形市馬見ヶ崎四丁目2番1から 山形市馬見ヶ崎四丁目2番9まで
馬見ヶ崎16号線	山形市馬見ヶ崎四丁目2番9から 山形市馬見ヶ崎四丁目2番8まで
下条今塚線	山形市馬見ヶ崎三丁目19番6から 山形市北町三丁目228番1まで
栄町八日町通線	山形市十日町一丁目273番から 山形市十日町一丁目532番2まで
下条城西線	山形市城西町二丁目66番1
荒楯4号線	山形市鉄砲町二丁目222番4
医学部1号線	山形市飯田西一丁目414番5から 山形市飯田西一丁目442番12まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと市長が認める場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

災害が発生した場合に、電柱の倒壊等により緊急車両等の通行及び住民の避難が妨げられ、被害が拡大することを防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

平成29年10月1日